

特別用途地区について



特別用途地区は、用途地域内において、建築物の用途や規模を定めることで、用途地域の指定を補完する制度です。富士市では、「特別業務地区」と「特定規模集客施設制限地区」の2種類の特別用途地区を指定しています。

特別業務地区

目的

富士市では、幹線道路である都市計画道路2路線(吉原沼津線、桧新田松岡線)の一部区間沿道において、平成7年12月から、当該地域の用途地域を工業専用地域から工業地域に指定替えるとともに、沿道サービス型の土地利用の推進を図るために、土地利用の制限を行っております。

建築物の用途制限

当該地域では、工業地域内で建築できるとされている建築物のうち、次の建築物の建築が制限されています。

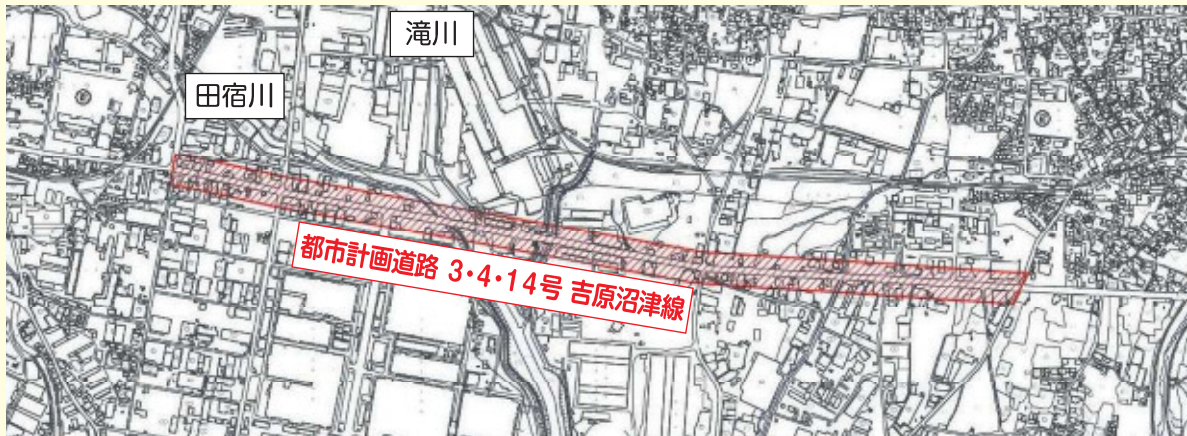
- 住宅(延べ床面積の2分の1以下を居住の用に供する兼用住宅を除く。)
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 図書館、博物館その他これらに類するもの

対象区域

次の2つの区域が特別業務地区として指定されています。

なお、都市計画道路中心線は、現況の道路中心線と一致していない区間もありますので、御注意ください。

- ①都市計画道路 3・4・14号 吉原沼津線の中心線からそれぞれ38メートル以内で、都市計画道路 3・4・15号 左富士臨港線から主要地方道富士富士宮由比線までの工業地域



- ②都市計画道路 3・4・12号 桧新田松岡線の中心線からそれぞれ38メートル以内の市街化区域内で、J R東海道新幹線から J R東海道本線までの工業地域

